

調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合  
の法人税額の特例控除に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六十四

令八・四・一以後終了事業年度分

一般試験研究費の額及び中小企業者等の試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特例控除額の計算						
過去適用事業年度等	試験研究費基準額	法人税額基準額	非特定欠損金調整戻税額の合計額 (当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「18の計」)	調整税額控除可能額 (1)と(2)-(3)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	税額控除超過額の合計額 (当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「17の計」)	既取戻税額控除超過額 (3)+(5)
	1	2	3	4	5	6
・	円	円	円	円	円	円
・						
・						
・						
・						
・						
計						
過去適用事業年度等	既控除対象額 (前期以前の(10)の合計)	調整対象金額 (4)+(6)-(7) (マイナスの場合は0)	当初申告税額控除可能額 (当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(九)付表「32」又は別表六(十)付表一「21」)	控除対象額 (6)と(8)-(9)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	控除分配割合	個別控除対象額 (10)×(11)
	7	8	9	10	11	12
・	円	円	円	円	—	円
・					—	
・					—	
・					—	
・					—	
・					—	
計						
調整前法人税額 (別表一「2」)-(28)	13	円		法人税額の特例控除額 (12の計)と(13)のうち少ない金額	14	円
特別試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特例控除額の計算						
過去適用事業年度等	特別試験研究費基準額	法人税額基準額	非特定欠損金調整戻税額の合計額 (当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「25の計」)	調整税額控除可能額 (15)と(16)-(17)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	税額控除超過額の合計額 (当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「24の計」)	既取戻税額控除超過額 (17)+(19)
	15	16	17	18	19	20
・	円	円	円	円	円	円
・						
・						
・						
・						
・						
計						
調整前法人税額 (別表一「2」)	27	円		法人税額の特例控除額 (26の計)と(27)のうち少ない金額	28	円